



アレルギー物質検査・放射性物質検査の結果について

1 アレルギー物質検査

アレルギー物質を含む食品については、特定のアレルギー体質を持つ方の健康危害の発生を防止する観点から、「特定原材料」の表示について法的に義務化されています。

当センターでは、「特定原材料」の7品目(卵、乳、小麦、そば、落花生、えび、かに)のコンタミネーションの可能性が示されている物資について、その有無を、イムノクロマト法(製品にアレルゲンが存在するか否かを調べる簡易検査)により確認しています(外部検査機関へ委託検査)。



○コンタミネーションについて

原材料として特定原材料等を使用していない食品を製造する場合であっても、製造工程上の問題によりコンタミネーションが発生することがあります。十分に洗浄するなどの対策の実施を徹底することが原則ですが、これらの対策の徹底を図ってもなお、コンタミネーションの可能性が排除できない場合には、注意喚起表記を推奨しています。

例:「本製造工場では〇〇を含む製品を生産しています。」

「入っているかもしれません」などの可能性表示は認められていません。

(参考:消費者庁 アレルゲンを含む表示について)

令和3年度新規取扱商品のうち、コンタミネーションの可能性が示されている6検体 21 項目の検査を実施したところ、1 検体の1 項目(卵)のみ陽性、ほかの5 検体はすべての項目において陰性でした。陽性の結果が得られた場合には、製造業者に報告、注意喚起し、確認検査の実施等を推奨しています。

2 放射性物質検査

放射線は、元々自然界に存在するものです。放射線を出す力を放射能と言い、放射能を持つ物質の総称を放射性物質と言います。その強さを表す単位は、「ベクレル(Bq)」で示されます。

令和3年度新規取扱商品のうち、当センターの基準に則した該当商品3品目について、放射性物質検査を実施しました(外部検査機関へ委託検査)。

今回の検体は、厚生労働省が分類した食品群の「一般食品」に属し、その基準値は100Bq/kgで、結果はすべて「基準値以下」でした。

<放射性物質検査結果>

商品名	検査対象 原材料	原材料の 産地	セシウム-134	セシウム-137
ポテトとお米のささみカツN	米パン粉	新潟県他	<1.0Bq/kg	<1.0Bq/kg
冷凍スクールヨーグルト(みかん)	加糖練乳	静岡県他	<1.0Bq/kg	<1.0Bq/kg
発芽玄米ふりかけ(減塩)	米糠	山形県	<1.0Bq/kg	<1.0Bq/kg

注1 使用機器:ゲルマニウム半導体検出器

2 検査対象の地域は、原子力災害対策本部から計画的な検査要請がある自治体17都県(福島県、茨城県、栃木県、群馬県、千葉県、神奈川県、宮城県、岩手県、青森県、秋田県、山形県、新潟県、長野県、埼玉県、東京都、山梨県、静岡県)

3 原材料の産地(都県名)はメーカーから提出された資料に基づく

当センターでは、今後とも計画的、適切に検査を行い、安全・良質な学校給食用物資の供給に努めていきます。

